

2021 年 3 月 3 日

内閣総理大臣	菅 義 偉 殿
法 務 大 臣	上川 陽子 殿
文 部 科 学 大 臣	萩生田 光一 殿
厚 生 労 働 大 臣	田村 憲久 殿
国家公安委員会委員長	小此木 八郎 殿
内閣府男女共同参画担当大臣	丸川 珠代 殿

特定非営利活動法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会

代表理事 後藤啓二(弁護士)

子ども虐待・子どもへの性犯罪ゼロを目指す弁護士フォーラム

共同世話人 白井孝一(弁護士) 寺脇一峰(弁護士) 柴原多(弁護士)

子ども虐待・子どもへの性犯罪ゼロを目指す法改正を求める要望書

近年、子ども虐待、子どもへの性犯罪は極めて深刻な状況が続いています。

子ども虐待については、児童相談所、警察への通報件数が年々増加を続ける中、関係機関が縦割りで、情報共有も連携もしないまま、あるいは家族からの通報がないまま、救えるはずの命が救えない事件が多発しています。

また、教員・保育士のわいせつ事件が多発し、シッター、学童保育施設職員、学校ボランティア、スポーツ指導者ら子どもと日常的に接する者らによる子どもへの性犯罪も目立っています。さらに、幼児等の半裸体等を写した写真集の販売や JK ビジネスなど子どもの性的搾取が公然と行われ、児童ポルノの蔓延、性交同意年齢が 13 歳と低いことと併せると、わが国社会は子どもを性の対象として容認する風潮が強いと言っても過言ではありません。

私どもは 2014 年から「子ども虐待死ゼロを目指す」あるいは「子どもを性の対象として容認しない社会とする」ための法改正を政府・自治体に求める要望活動を行っておりますが、いまだ十分にはあるいはほとんど進んでおりません。

子ども虐待と子どもへの性犯罪は重なるところが多く、一体のものとして捉え、これらを可能な限りゼロとするための取組、実効ある法制度の整備が不可欠です。そこで、虐待、性犯罪・児童ポルノから子どもを守るため、次のとおり新

規立法を含め法制度の整備が必要と考えますので、ご検討賜り、速やかに必要な法制度の整備を進めていただきますよう要望いたします。

記

1 縦割りを排し、関係機関で情報共有し連携して子どもを守る態勢の整備等

- (1) 児童相談所、市町村、警察等が全ての案件を共有の上連携して活動する態勢の整備(情報共有システムの整備を含む)
 - (2) 面会拒否等子どもに危険な場合の児童相談所、市町村等の警察への通報義務
 - (3) 市町村への一時保護権限の付与
 - (4) 性的虐待被害児童を加害親と同居を続けさせる措置の原則禁止、性的虐待等重大な虐待(性犯罪を含む)の被害児童に公費で精神的な治療を行う制度の創設
 - (5) 性的虐待等残虐な虐待を知った場合の同居する大人の家族の通報義務等
 - (6) 子どもへの性犯罪の時効期間の延長、司法面接制度の創設
- ⇒児童虐待防止法、刑事訴訟法の改正

2 見知らぬ者のみならず親密な者からの子どもへの性犯罪の防止、子どもを性的搾取・性的な対象として容認する制度の禁止、風潮の根絶

- (1) わいせつ教員・保育士の学校からの排除
 - (2) 性犯罪前歴者等をシッター、学校ボランティア、学童保育施設・児童養護施設職員やスポーツ指導者等子どもに接する業務からの排除
 - (3) スポーツ指導者への研修、厳格な懲戒処分による性犯罪者の排除等
 - (4) これらの職種における国が定める指針による性犯罪防止対策の義務付け
 - (5) これらの者による子どもへの性行為を罰する「地位利用性交罪」の創設
 - (6) 性犯罪出所者の住所等の届け出制度
 - (7) 子どもを手なづける行為(グルーミング)の禁止
 - (8) 性交同意年齢の16歳への引き上げ
 - (9) 着エロ(幼児ポルノ)、JKビジネス等子どもの性的搾取の禁止
 - (10) 写実的なCG・漫画による児童ポルノ、児童らしくみえるポルノの禁止
 - (11) 子どもへの性被害防止教育、暴力・性犯罪根絶のための国民への啓発活動
- ⇒子ども性被害保護法(仮)制定、学校教育法、刑法、児童ポルノ禁止法等の改正

詳細は次のとおりです。

子ども虐待・子どもへの性犯罪ゼロを目指す法改正を求める要望書

2020年に警察に住民等から寄せられた児童虐待の通報は10万6千件を超え、警察への通報も含めた児童相談所への虐待通告件数は2019年度には19万3千件に上り、年々増加しています。また、東京都目黒区結愛ちゃん虐待死事件、千葉県野田市心愛さん虐待死事件、東京都大田区稀華ちゃん虐待死事件等関係機関が連携すれば救えたはずの命が救えない事件が続発するなど、子ども虐待は極めて深刻な状況です。

また、子どもへの性犯罪は、見知らぬ者によるもののみならず、親密な関係にある大人、本来子どもを守るべき教員・保育士、学童保育施設職員やシッター、あるいはスポーツ指導者等によるものが多発しており、子どもの性被害も深刻な状況です。

さらに、着エロとよばれる幼児から小学生を被写体とした写真集の販売やJKビジネスなど子どもを性的に搾取する行為が公然と行われ、児童ポルノの蔓延、性交同意年齢が13歳とされていることなどと併せると、わが国社会は子どもを性の対象として容認する風潮が強いといっても過言ではありません。

私どもは、2014年8月から、全国犯罪被害者の会(あすの会)、日本ユニセフ協会とともに、日本医師会等多数のご賛同を得て、児童相談所・市町村・警察等の関係機関が全ての虐待案件を共有し連携して虐待から子どもを救う活動の態勢整備等を求める「子ども虐待死ゼロを目指す法改正を求める署名活動」を実施し、国、全国の自治体に要望活動を実施しております。また、2015年10月、他の多くのNPO団体とともに着エロやJKビジネスの禁止を求める「子どもを性の対象とすることを容認しない法改正を求める要望書」を厚生労働大臣ほかに提出し要望するなど子どもの性的搾取防止のための活動を行っております。

その結果、子ども虐待対策については国会で児童相談所と警察の間で「虐待案件に関する情報が漏れなく確実に共有されるよう」必要な検討を行うとの附帯決議がなされ(平成28年5月参議院厚生労働委員会。衆議院でも同様の決議)、大阪府、埼玉県、神奈川県、愛知県など全国半数近くの自治体で児童相談所と警察との間で全件情報共有が実現するなど一定の成果を上げています。しかし、東京都や千葉県などの児童相談所は警察への情報提供をごく一部に限定し、性的虐待事案でも警察に通報しないなど情報共有も連携も進まず、救えたはずの命が救えない虐待死事件が続発し、厚労省の取組も消極的です。また、子どもの性的搾取防止対策については法整備が全く進んでおりません。

子ども虐待と子どもへの性犯罪・性的搾取、児童ポルノは密接に関係しています。虐待を受け家にいることができない子どもが家出をし、性犯罪被害に逢う、JKビジネス等に従事せざるを得なくなることはよく起こっています。着エロに出さされている幼い

子どもは何をやらされているか分からないまま、親と業者の言うがまま半裸の写真を撮られ、その後自分がやらされていたことの意味が分かる年代になり深く傷つきます。親と業者による性的搾取で、虐待です。また、児童ポルノ愛好家による子どもへの性犯罪はしばしば摘発されていますし、漫画も含めた児童ポルノは父親らに子どもに性行為に応じさせるために使われており、児童虐待の「道具」とされています

子ども虐待と子どもへの性犯罪・性的搾取、児童ポルノ問題は、ばらばらのものと捉えるのではなく、子どもを著しく傷つける絶対に許されない一体の問題として捉え、これらを可能な限りゼロとするための総合的な法制度の整備が不可欠です。そこで、下記につきご検討賜り、速やかに法制度の整備を進めていただきますよう要望いたします。

記

1 子ども虐待

(1)児童虐待の通報件数は一貫して増加を続け、東京都目黒区結愛ちゃん事件、千葉県野田市心愛さん事件、札幌市詩梨ちゃん虐待死事件、鹿児島県出水市璃愛来ちゃん事件、東京都大田区稀華ちゃん事件等児童相談所や市町村が把握しながら、縦割りで、警察と情報共有も連携もせず、救えるはずの命が救えなかった虐待死事件が後を絶ちません。
(2)子ども虐待は1つの機関だけで対応するより、多くの機関で子どもを見守ることとした方が子どもがより安全であることは自明です。1つの機関だけの情報ではさほど危険とは判断できなくとも、多くの機関が有する情報を総合すればかなり危険な状況にあると分かることは少なくありません。また、多くの機関が子どもを見守ることで、より多くの機会に虐待の兆候に気づくことができますし、連携して家庭訪問することで子どもの安否確認がより頻繁に行えることになります。

先進的な自治体を除き、縦割りで他機関との連携があまりとられていなかった児童相談所でも、最近ではこのような理解が広まり、大阪府、愛知県、埼玉県、神奈川県、北海道、沖縄県等多くの自治体で、児童相談所、市町村、警察が虐待案件を全件共有し連携した取組が実現しています。埼玉県では県庁と県警本部、各児童相談所と各警察署の間で情報システムが構築され、リアルタイムで全ての虐待案件が共有されるなど連携が進み、虐待リスクの正確な判断、虐待の見逃しの防止、児童相談所の業務負担の軽減等の成果を上げています。しかし、東京都や千葉県、福岡県等の児童相談所はわずかな案件しか警察と共有せず、少なからずの市町村では要保護児童対策地域協議会の実務者会議に警察を参加させない、あるいはその場で一部の案件しか共有しないなどの閉鎖的な対応で、性的虐待ですら警察に知らせないことも珍しくなく、連携も不十分なままです。
(3)1回の家庭訪問で虐待リスクの正確な判断など神ならぬ人間の身で不可能です。しかし、東京都や千葉県など警察と虐待案件を一部しか共有しない児童相談所は、それができると思い込み、1回の家庭訪問で「これは虐待ではない。緊急性は低い。警察と案

件共有する必要はない」などと安易なリスク判断を行っています。案件を共有すれば、保護者のDV歴や子どもの迷子・家出歴など警察の保有情報を得ることができ、より多くの情報に基づき虐待リスクを評価できます。しかし、案件を共有しないままでは自らが有する少ない情報に基づいて虐待リスクを評価し、当然にリスク評価は甘くなり、本来必要な一時保護や他機関と連携して子どもの安否をより頻繁に確認するなどの取組もなされず、子どもが危険な状況に放置され、虐待死に至らしめられることになります。

(4)また、警察に寄せられる虐待の110番は年間10万件以上に上り、その中には児童相談所が把握する虐待家庭が多く含まれていますが、警察が児童相談所から知らされないままでは警察官が親から騙され虐待を見逃し、虐待死に至らしめてしまう危険があります(東京都葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件)。児童相談所が警察に案件を提供しさえすれば、このような見逃しにより救えるはずの命を救えないという事件はゼロにできます。しかし、東京都や千葉県など少なからずの児童相談所や市町村では、警察との案件共有はごく一部にとどまり、上記愛羅ちゃん事件と同様の事件が起こる危険を抱えたままです。

(5)さらに、虐待親が児童相談所や市町村の職員の面会を威圧的言動で拒否することはしばしば見受けられ、最近では、コロナ感染への危惧を理由とした面会拒否が目立っています。親の面会拒否や威圧的言動は子どもが危険な状態にあることを示す兆候です。しかし、東京都や千葉県などの児童相談所では、親に面会拒否された場合においてすら「親との信頼関係が重要」として(結愛ちゃん事件における東京都児童相談所)、あるいは威圧的な親の言いなりに親への必要な指導や家庭訪問をせず(心愛さん事件における千葉県児童相談所)、警察にも連絡せず放置し虐待死に至らしめています。このような危険な状況ですら、子どもの安全より虐待親の意向に逆らわないことを重視し、他機関と連携して子どもを助けようとしないう機関排除の姿勢が顕著です。

これに対し、たとえば高知県の児童相談所では親から面会拒否された場合には直ちに警察に連絡し警察とともに家庭訪問し、子どもの安否確認を行っており、このように警察との連携で子どもが守られている自治体も少なくありません。コロナ禍で面会拒否の増加が懸念される中、面会拒否、威圧的な言動の場合など子どもが危険な状況では、威圧的な親にも毅然と対応でき、365日24時間直ちに駆け付け子どもの安否確認ができる警察との連携による子どもの保護が欠かせません。

(6)次に、現行法では一時保護の権限が市町村にはないことから、児童相談所が一時保護しないまま、子どもが危険な状態におかれたまま放置されるという事態が多発しており、かかる状況を改善するため2019年6月には千葉県野田市から国に対して市町村も一時保護できることを求める要望書が出されています。

(7)また、父親による性的虐待は子どもに極めて深刻な被害を与えるものであり、発覚後も父親と同居を続けさせることは、子どもの心身にさらなる悪影響を与え、再犯の危険に子どもをさらすことになります。しかし、児童相談所は子どもの安全を軽視し、一

時保護せず、あるいは保護しても父親の求めに応じ解除後父親と同居を継続させることも見受けられます(心愛さん事件における千葉県の子童相談所)。性的虐待ですら警察に知らせず案件を抱え込む姿勢を含め、児童相談所の対応は改められなければなりません。

また、性的虐待では子どもが被害を訴えても母親が子どもの側に立たない、残虐な虐待を家族が知りながら通報しないなど、被害児童に長期間苦痛を強いる、虐待死に至らしめるなどの事件も相次いでいます。子どもを救い、命を守るためには、性的虐待など残虐な虐待を知った家族が子どもを守る立場に立つことを促す制度が必要です。さらに性的虐待の被害児童が訴えることができるまでには長い期間が必要で、そのときには時効が成立していることも少なくないほか、被害児童は捜査、公判段階での何回もの事情聴取により心身に重い負担が生じています。また、性的虐待等重大な虐待を受けた子どもたちは深刻な心の傷を受けていますが、その治療はほとんどなされていません。

そこで、このような事態を改善するため、次のとおり、児童虐待防止法、刑事訴訟法の改正が必要と考えます。

(1) 児童虐待防止法の改正と関係機関の情報共有のためのシステムの整備

① 関係機関が把握する情報の共有による正確なリスク評価と関係機関が連携した活動

- ・すべての虐待案件につき、児童相談所、市町村、警察等関係機関が把握する被虐待児や虐待家庭に関する情報を共有することにより、児童相談所等がより多くの情報に基づき虐待リスクを正確に判断し、一時保護等が適切に行えるようにするとともに、警察等の関係機関がその業務を遂行する過程で虐待を見逃すことなく対応できるようにする。
- ・関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問するなど関係機関が連携して子どもの安否確認と親への指導を行うこととし、一時保護及びその解除に際しては児童相談所が関係機関の意見を事前に十分に聞き密接に連携して対応する態勢を整備する。
- ・児童相談所、市町村、学校は親の面会拒否、子どもの長期欠席、所在不明等子どもが危険な状況にある場合には放置することなく、直ちに警察に安否確認を依頼し、危険な場合には一時保護するなど子どもの安全を最優先とした措置を講ずることとする。
- ・上記の活動が効率的に行われるよう、関係機関の情報共有システムを整備する。

② 市町村による一時保護の実施

児童相談所のみならず市町村も一時保護ができることとする。

③ 性的虐待からの子どもの保護

児童相談所は、性的虐待事案については、特別の事情のない限り、被害児童を加害親と同居させる措置を取ることのないようにする。また、性的虐待等重大な虐待(性犯罪を含む)の被害児童が公費で精神的な治療を受けることができることとする。

④ 残虐な虐待事案について同居する家族の警察・救急への通報義務等

加害親でない同居する大人の家族は、性的虐待、食物を与えない、外出させない、冬に冷水シャワーを浴びせる、水風呂にいれる、重い物を持たせ立たせる、重い傷を負わせるなど政令で定める残虐な態様の虐待事案を知った場合には、警察・救急に通報しなければならない。また、関係機関は性的虐待を受けていると子どもから訴えを受けた母親が子どもを守る措置をとるよう、母親への指導支援措置を連携して講じることとする。

(2)刑事訴訟法の改正

- ① 子どもに対する性犯罪の公訴時効の起算点を20歳とする
- ② 適切な司法面接により録画録音された被害児童の証言がある場合には公判での直接の証言に代えて証拠として採用することができることとする

2 子どもへの性犯罪・児童ポルノ

(1) ①教員・保育士による子どもへの性犯罪等が後を絶たないところ、教員等の欠格事由の範囲が狭く、懲戒処分が甘い上、全国的な統一が図られず、わいせつ行為を行った教員らが再び学校・保育所に戻る事例も少なくありません。

また、学童保育施設職員やシッター、学校ボランティア、スポーツ指導者などによる子どもへの性犯罪が大きな問題となっています。過去に性犯罪を行った者でもこのような子どもと日常的に接する業務に従事することは禁止されず、今もこのような者がこれらの業務に多数入り込んでいると推測されます。しかも、学校やこれらの職場では、子どもへの性犯罪防止対策がほとんど講じられず、それを義務付ける法令もありません。

さらに、性犯罪で有罪判決を受け出所した者による再犯も大きな問題ですが、出所後に居住地を届ける義務はなく、警察もその所在を知らないケースが多いのが現状です。

②子どもへの性虐待者は、子どもと性的な関係に立つことを目的にゲームをしに家に来ないか等と甘言を用い、虐待を受け家庭にいつらい子どもに家に来よう誘う、父親が子どもに性行為に応じるよう説得するため子どもが喜んで性行為をしている内容の漫画、CGを見せる等の行為を行います(子どもを手なづける行為、グルーミング)。これらの行為は子どもへの性犯罪の前段階の極めて危険な行為ですが規制されていません。

③また、教師、学童保育施設職員、学校ボランティア、スポーツの指導者等は、監護者と同様、その地位や影響力を利用して子どもに性行為を求めることができる立場にありますが、2017年の刑法改正で設けられた「監護者性交罪」のような規定は設けられていないため、これらの者による子どもへの性犯罪の取締りは大きな制約を受けています。

(2)次に、着エロなどと呼ばれる幼児から小学生のポルノの販売、JKビジネスのような子どもを性的に搾取する営業が公然と行われています。海外では違法とされているコンピュータ・グラフィックス(CG)・漫画の児童ポルノはいまだ自由とされたまま、被写体の年齢が確認できず検挙できない児童ポルノも含め、ネット上には児童ポルノが氾濫

しています。上記のようにこのような漫画は父親らにより子どもに性行為に応じるよう説得するためにも使われ、性的虐待の「道具」としても利用されています。性交同意年齢が低すぎることも併せると、わが国社会は子どもを性的搾取・性的な対象とすることを容認する風潮が強いと言わざるを得ず、国際社会から厳しく指弾されています。

そこで、このような事態を改善するため、次のとおり、学校教育法等の改正、「子ども性被害保護法(仮)」とでもいうべき法律の制定、児童福祉法、児童虐待防止法、児童買春・児童ポルノ禁止法、刑法の改正が必要と考えます。

(1) わいせつ教員・保育士の学校現場からの排除

① わいせつ教員・保育士の欠格事由の拡大

教員の欠格事由として、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法、公然わいせつ罪、青少年保護育成条例違反により罰金の刑を受けた場合を追加。性的な行為により懲戒免職を受けた場合には現行法では3年経過すれば復帰可能とされているが、その期間を40年に延長する。また保育士の欠格事由についても同様とする。

② 特に悪質なものは教員・保育士となる資格を生涯喪失

強制性交罪、強制わいせつ罪により有罪判決が確定した者は刑法27条、34条の2に関わらず、その後生涯にわたり教員・保育士となる資格を失うものとする。

③ 全自治体での処分基準の法定(自治体でのばらつきをなくす)

自治体は政令で定める基準に従い、教員、保育士の懲戒・処分基準を定めなければならないこととする(政令で性犯罪に当たる行為を行った場合は懲戒免職と定める)

(2) 学校・保育所・学童保育施設の職員、シッター、あるいはスポーツの場や地域で性被害に遭うことの防止―「子ども性被害保護法(仮)」の制定、刑法改正

(子ども性被害保護法(仮)の制定)

① 子どもに接する業務に性犯罪者を従事させないための確認制度の創設

性犯罪で有罪の確定判決を受けた者(懲戒免職となった者らを含む)は、犯罪ごとに定める一定期間、シッター、学童保育施設・児童養護施設職員、学校ボランティア、学習塾講師、スポーツ指導者等子どもに日常的に接する業務に従事してはならないこととする。これらの業務を営む事業者・スポーツ団体は雇用(有償無償を問わない)、会員、指導者として登録する際には国に性犯罪の前歴等につき確認しなければならない。

② 学校及び子どもに接する事業者による性犯罪防止対策

学校及び子どもに接する業務を営む事業者は、文部科学省、警察庁等関係機関が定める「子どもを性被害から守るための指針」(指針)に従った対策を講じなければならない(指針において、原則として他から見えない場所で子どもと1対1にならない、子どもの送迎車にはドライブレコーダーを装備、死角となりやすい場所には防犯カメラを設

置、子どもとのメールのやりとりは原則禁止、子ども、保護者から性被害の訴えがあったときは部内でうやむやにせず警察に連絡、事実解明は警察に委ねる、などを定める)。

③ スポーツ団体の研修・処分と性犯罪者の排除等(暴力・体罰禁止・事故防止対策等も同様に必要であることからスポーツ団体については別法律で規定することも検討)

政令で定めるスポーツの全国統括団体(NF)は、会員に対して子どもに対するセクハラ・わいせつ行為防止(暴力・体罰・行き過ぎた指導の禁止、指導における事故防止、救急救命措置も併せ)のための研修を実施し、政令で定める基準に従い会員の懲戒・処分基準を定め(政令で性犯罪を行った会員は除名と定める)、それに基づき性犯罪者等を排除する。また、これらの対策を行わない NF には助成金を停止するなどの措置をとることとする。指針に従った対策を講じることについては②と同じ。

④ 性犯罪出所者の警察への届出制度の創設

性犯罪出所者は、出所後の住居について警察に届け出なければならず、出所後 10 年間は転居の際も同様とする(違反には罰則)。警察署長は、性犯罪出所者が子どもをつけ回す等再び性犯罪を起こす危険があると判断した場合には裁判所に対して申立てを行い、裁判所が特定の行為の禁止等を命ずることができることとする(命令違反には罰則)

⑤ 性的関係に立つことを目的に子どもを手なづける行為(グルーミング)の禁止

何人も、子どもに対して性的な関係に立つことを目的として、金員等の提供、ゲームの使用許可等をほのめかすなどの甘言・虚言を用い、あるいは威迫し、若しくは困惑させ、又は子どもが虐待を受け家にいづらいなど急迫した状況にあることに乗じ、自宅等に来ることを求める行為、及び子どもが性的な行為に応じるよう説得するため、子どもが性交等を行っている内容の漫画・CG、写真等を見せる行為を禁止する(違反には罰則)

⑥ 子どもに対する性被害防止教育、性被害ワンストップセンターの整備

⑦ 国民に対する子どもを性の対象としてはならないことの啓発・周知徹底
(刑法改正)

⑧ 教師、学童保育施設職員、学校ボランティア、スポーツ指導者等を対象とした「地位利用性交罪」を創設する。

(3)子どもの性的搾取、性の対象として容認することの禁止—児童福祉法、児童虐待防止法、児童買春・児童ポルノ禁止法、刑法の改正

① 児童福祉法 34 条の禁止行為(罰則で担保)として、子どもの性的搾取行為を追加

・ 15 歳未満の児童の半裸あるいは水着その他これに類する衣服を着用した姿を被写体とした写真、映像を撮影し、あるいは販売、頒布する行為及びこのような行為をさせ、又は勧誘する行為(着エロ)

・ 児童を名目の如何を問わず撮影、接客、散歩、マッサージ、添い寝、会話その他の性的好奇心に応じたものと認められるサービスを提供する業務に従事させ、又は勧誘する行為(JK ビジネス)

② 児童虐待防止法の改正

児童に着エロ・JK ビジネス・児童買春に従事させる行為、児童ポルノ製造行為を児童虐待防止法の「性的虐待」の定義に追加する。

③ 児童買春・児童ポルノ禁止法の改正

違法とされている児童ポルノの定義に「映像や写真と同程度に写実的と認められるCG、漫画により描写されたもの及び児童のように見えるもの」を追加する。ただし、実在する児童を対象とせずCG・漫画を作成・製造する行為自体は違法化しない。

④ 刑法の改正

性交同意年齢を現行の13歳から16歳に引き上げる

おわりに

以上につき何卒よろしくご理解賜り、早期に法制度の整備を行っていただきますようお願い申し上げます。

法制度の整備に加えて、関係機関の情報共有システムの整備についてもお願いいたします。政府は、2020年度予算で児童相談所と市町村で日常的な情報共有を行う「要保護児童等に関する情報共有システム」を整備することとし、さらに同年度第3次補正予算に、市町村が子どもの貧困、虐待等を把握するため、虐待の通報や不登校その他の状況を一元管理するデータベースを構築し、自治体や学校、NPO法人など関係機関がアクセスし、情報共有により支援が必要な子どもを早期に把握する事業の調査費を計上しています。多くの関係機関の情報を共有しリスク評価を正確に行い、子どもを守る取組で、大変評価できます。しかし、これらに警察の参加は予定されていません。それでは子どものリスク評価は甚だ不完全なものとなります。より多くの情報に基づいて子どもの置かれている危険な状況を正確に自治体や児童相談所、警察、学校等が把握し、連携して子どもを守るシステムとすることが必要です。縦割りを排し、警察も含め多くの関係機関の多くの情報を総合して、子どもの危険な状況をできる限り正確に把握する、真に子どもを守るために最善のデータベースを構築していただきますようお願いいたします。

また、虐待や性犯罪の被害児童が自らの意見を表明できることが重要であることから、子ども代理人制度の拡充・公費負担についてもご検討いただきたく要望いたします。

なお、上記法改正の主要な条文の概要(イメージ)及び野田市から国に対し一時保護を市町村も行うことができることを求める要望書(令和元年6月27日付)を添付しております。ご参照いただければ幸いです。

(本件連絡先)NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会

代表理事後藤啓二(弁護士) 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2-314

tel/fax 03-6317-5298 thinkkidsoffice@gmail.com <http://www.thinkkids.jp/>

[主な条文の概要]

○児童虐待防止法の改正

(虐待リスクの正確な判断、児童の保護のための関係機関の情報共有)

第〇条 児童相談所、市町村、警察は、虐待を受けているおそれのある児童の虐待リスクを正確に判断し、関係機関が連携しての活動により児童の保護に万全を期するため、すべての案件に係る被害児童及びその保護者に関して保有する情報を相互に共有することとする。その効率的な運用に資するため情報共有システムを整備する。

(関係機関の情報を踏まえた児童相談所の適切な一時保護の実施)

第〇条 児童相談所は、虐待リスクは1、2回の家庭訪問で正確に判断できるものでないことを念頭に、前条により関係機関から得られる情報を含めた多くの情報に基づき、虐待リスクをできる限り正確に判断し、一時保護その他の措置を適切にとるものとする。

2 児童相談所、市町村、学校は、親の面会拒否、長期欠席、所在不明等により子どもが危険な状況にあると認められるときは放置せず、直ちに警察に安否確認を依頼することとし、児童相談所は所在が確認できた場合には一時保護するなど子どもの安全を確保するための措置を取らなければならないこととする。性的虐待については直ちに警察に連絡するとともに、特別の事情がない限り子どもを加害親と同居させないこととする。

3 児童相談所は、一時保護を行おうとする場合又は解除しようとする場合には、関係機関に把握する情報を求めその意見を聞いた上、児童の安全を最優先として行わなければならない。

(情報共有による関係機関の虐待の兆候の見逃し防止)

第〇条 関係機関は、業務遂行に当たっては関係機関から得られる情報を含め把握した情報を活用し、被虐待児又は保護者に対応した際には虐待に係わる事案であることを念頭に、虐待の兆候を見逃すことなく適切に児童の保護その他の措置に当たるものとする。

(関係機関が連携した適切な頻度での家庭訪問の実施等による児童の安全確保)

第〇条 関係機関は、虐待の解決の判断は慎重に行うとともに、虐待リスクに応じて適切な頻度で連携して家庭訪問を行い、子どもの安全確認、保護者への指導その他の子どもを虐待から救い、守るための措置を講ずるものとする。

2 関係機関は、一時保護されていた児童が家に戻される場合には事前に安全確保計画

を立て、定められた計画に基づいて連携して家庭訪問等により子どもの安全確認、保護者への指導その他の子どもを虐待から救い、守るための措置を講ずるものとする。

(市町村の一時保護)

第〇条 市町村は、児童の生命、身体に危険が生じていると認めた場合には、児童を保護することができる。保護した場合には、原則として3日以内に児童相談所に身柄を引き渡すこととする。

(同居する家族の警察・救急への通報義務)

第〇条 保護者が児童に対して性的虐待を加える、食事を与えない、重いけがを負わせる、水風呂につける、冷水シャワーを浴びせるなど政令で定める残虐な虐待を行っていることを知った20歳以上の同居の家族は、警察又は救急に通報しなければならない。

〇「子ども性被害保護法(仮称)」

(性犯罪有罪確定者等の子どもと接する業務への就労禁止)

第〇条 性犯罪(児童買春・児童ポルノ禁止法違反等を含む)により有罪の確定判決を受けた者、性犯罪に当たる行為により懲戒免職処分を受けた者その他規則で定める者は、犯罪ごとに定める一定期間、学校、幼稚園、保育園、学童保育施設、児童養護施設、児童の保育(シッター)、子どもを対象として学習、スポーツの指導を行う業務その他政令で定める子どもに日常的に接することを業務(子ども関係業務)に、継続的か臨時的かを問わず、有償無償を問わず就いてはならない。

(子ども関係事業者の事前確認)

第〇条 子ども関係業務を営む者は、従業員を雇用(アルバイト、無償のものを含む)、スポーツ指導者として登録しようとする場合には、あらかじめ国に雇用等しようとする者が前条に規定する者に当たるかどうかを確認し、当たらないことを確認した後でなければ、従業員の雇用、スポーツ指導者等としての登録をしてはならない。

(学校・子どもに接する事業者の取るべき対策)

学校及び子どもに接する業務を営む事業者は、文部科学省、警察庁等関係機関が定める「子どもを性被害から守るための指針」(指針)に従った対策を講じなければならない。(指針において、職員は原則として他から見えない場所で子どもと1対1にならないこと、子どもを送迎する車にはドライブレコーダーを装備すること、死角となりやすい場所には防犯カメラを設置すること、職員と子どもとのメールのやりとりは原則禁止

する、子ども、保護者から性被害の訴えがあったときは部内でうやむやにすることなく警察に届け出、事実解明は警察に委ねること、などを定める)。

(スポーツ団体の研修義務)

第〇条 政令で定めるスポーツの全国統括団体(NF)は、会員に対して子どもに対するセクハラ・わいせつ行為防止(暴力・体罰・行き過ぎた指導の禁止、指導における事故防止、救急救命措置)のための研修を実施しなければならない。

(処分基準の策定と指導者への処分)

第〇条 NF は、政令で定める基準に従い会員の懲戒・処分基準を定めなければならないものとする(政令で性犯罪を行った場合は除名と定める)。

(性犯罪出所者の住居届け出)

第〇条 性犯罪有罪確定者が刑務所を出所後、住居を定めた場合には、一週間以内に当該住所を管轄する警察署長に居住地その他の事項を届け出なければならない。転居した場合も同様とする。出所後 10 年を経過した場合はこの限りでない。

(行動禁止命令)

第〇条 警察署長は、性犯罪出所者が子どもを付け回すなど再び性犯罪を起こす危険があると判断した場合には裁判所に対して申し立てを行うことができる。

2 裁判所は、前条の申し立てを受けたときは、必要があると認める場合は、学校、児童公園等から 100m 以内の範囲への侵入の禁止、子どもへの声かけ禁止等特定の行為の禁止その他の措置をとることを命ずることができる。

(子どもを手なづける行為(グルーミング)の禁止)

第〇条 何人も、子どもに対して、性的な関係に立つことを目的として、金員・物品の提供、子どもの関心の高いゲームの使用許可、スポーツ等の指導における優遇措置のほめかしなど規則で定める甘言・虚言を用い、威迫し、若しくは困惑させる方法により、又は虐待により家出しているなどの急迫した状況にあることに乗じ、自宅その他の場所に来ることを求めてはならない。

2 何人も、子どもに対して、性的な行為に応じるよう説得するため子どもが性交等を行っている内容その他規則で定める内容の映像、写真、CG・漫画等を見せてはならない。

(子どもに対する性犯罪被害防止教育・性被害ワンストップセンターの整備)

第〇条 国、自治体は、子どもに対して性犯罪被害に遭わないための留意事項、遭った

ときの対応方法について学校で指導することとし、これらについて記載したパンフレットを配布するなど周知に努めるものとする。

2 国、自治体は、子ども、女性が性被害に遭った場合に直ちに治療と相談、被害届の提出等を行うことができる性被害ワンストップセンターの整備に努めなければならない。

(国民に対する暴力・DV・子どもを性の対象とするが許されないものであることの啓発)
第〇条 国、自治体は、国民に対して、暴力・DV・子どもを性の対象とすること(以下「暴力等」)は許されないものであることについて理解を深める教育を行い、保護者は子どもの面前で暴力等を容認・推奨する言動を慎むとともに、子どもに暴力等を容認・推奨することを内容とする漫画等を読ませ、ゲームを行わせないように配慮しなければならない。

○ 児童福祉法 34 条(禁止行為)に次の 2 項を追加

1 満 15 歳に満たない児童の半裸あるいは水着その他これに類する衣服を着用した姿を被写体とした写真、映像を撮影し、あるいは販売、頒布する行為及びこのような行為をさせ、又は勧誘する行為(着エロ)

2 児童を名目の如何を問わず撮影、接客、散歩、マッサージ、添い寝、会話その他の性的好奇心に応じたものと認められるサービスを提供する業務に従事させ、又は勧誘する行為(JK ビジネス)

○児童買春・児童ポルノ禁止法の改正

2 条 3 号 児童ポルノの定義に下記の下線部を追加

この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童(身体的特徴、着用している衣服その他の事情から児童と推認することが合理的であるものを含む)の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの及び次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態のように描写された CG、絵(写真と同程度に写実的に描写されたものに限る)をいう。

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、でん部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの